

令和7年第8回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602
令和7年6月25日(水)
15時40分～16時50分

出席委員

教育長	安原 敏 光
教育長職務代理者	小 野 武 也
委 員	京 楽 千恵美
委 員	蔭 地 美 紀
委 員	森 谷 浩

事務局

教育部長	石 原 洋
次長兼教育振興課長	景 山 泰 良
学校給食課長	紙 田 敬 久
学校教育課長	山 森 一 徳
次長兼生涯学習課長	門 康 樹
スポーツ振興課長	折 野 由 紀
文化課長	中 川 卓 司
書記 教育振興課総務企画係長	木 原 薫
書記 教育振興課専門員	大 下 有 子

議	題
三教委議第20号	三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例施行規則の一部改正について（公開）
三教委議第21号	三原市立中学校の学校評議員の委嘱について（非公開）
三教委議第22号	三原市立公民館運営審議会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第23号	三原市立公民館運営審議会委員の任命について（非公開）
三教委議第24号	三原市文化財保存活用協議会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第25号	三原市文化財保存活用協議会委員の任命について（非公開）
三教委報第11号	令和7年第4回市議会定例に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について（公開）
三教委報第12号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

安原教育長 ただいまから、令和7年第8回定例教育委員会会議を始めます。

本日の議事録署名委員は、京楽委員と森谷委員にお願いします。

それでは、令和7年第7回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いします。

書記 (令和7年第7回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

安原教育長 議事録を承認してよろしいでしょうか。

(一同承認)

安原教育長 議事録は承認されました。

安原教育長 それでは議事に入ります。

本日の議案・報告事項のうち、「三教委議第20号」及び「三教委報第11号」を公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思います。進め方については、公開の案件を先に審議し、その後非公開の案件を審議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(一同承認)

安原教育長 それでは、そのように取り扱います。

審議に入りますが、議案に関連がありますので「三教委報第11号」から説明願います。

景山次長兼教育振興課長 9ページをお開きください。

三教委報第11号「令和7年第4回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について」でございます。

本報告議案は、令和7年6月10日に開会の令和7年第4回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められ、三原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、同意する旨を回答することについて、臨時に代理しましたので、報告し承認を求めるものでございます。

臨時代理の理由は、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がなかったためであり、臨時代理の日は、令和7年6月2日でございます。提出の議案につきましては、(1)から(4)までの4件でございます。

11ページをお開きください。教育委員会から市長への回答を、12ページをお開きください。市長から教育委員会への意見聴取について掲載しております。

それでは、(1) 令和7年度三原市一般会計補正予算(第1号)のうち、教育委員会関係部分について説明いたします。

13ページをお開きください。歳入につきましては、歳出の補正予算に対する財源となっております。

14ページをお開きください。

歳出について説明します。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第18目 物価高騰対応重点支援 補正額 4億3,458万4千円のうち、教育委員会分として18節 説明欄 特定教育・保育事業者等支援給付金 95万円を補正しています。

19ページをお開きください。区分欄の上から3段目の特定教育・保育事業者等支援給付金事業にありますように、市内で幼稚園又は認定こども園を運営している事業者に対して支援金を給付し、事業継続を支援するものでございます。対象につきましては15万円が1施設、20万円が4施設であります。

14ページにお戻りください。

第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2目 学校教育指導費

は、821万1千円の補正で、事項説明欄 学ぶ力育成事業費 671万円、体力向上支援事業費 150万1千円であります。

学ぶ力育成事業費は、22ページをお開きください。

デジタル採点システム整備事業のクラウドサービス利用料について、契約年度に複数年度分を一括して支出する場合、国庫補助金の交付対象となることから、既定予算の財源を組み替えるとともに、令和8年度及び令和9年度分の利用料を増額するものであります。

23ページをお開きください。

体力向上支援事業費は、県の地域スポーツクラブ活動体制整備事業の採択を受け、休日の中学校部活動の段階的な地域展開に向けて実施する地域スポーツ活動を、卓球、陸上競技、バレーボールの3種目に、バスケットボール及びサッカーの2種目を新規に加え、体育協会加盟団体から推薦された指導者の指導のもと、それぞれ年間36日程度、実施するものでございます。

15ページにお戻りください。

第2項 小学校費 第1目 学校管理費 33万円、及び第3項 中学校費 第1目 学校管理費 16万5千円の補正については、25ページをお開きください。

小中学校の普通教室、職員室、図書室、理科室、音楽室等に設置した空調設備の維持管理業務について、令和14年度までの契約を締結した契約書に規定する「消費税を除く企業向けサービス価格指数」の年平均値が、基準となる令和3年と比較して、令和6年の数値に3%以上の変動があったことから、3%を超える部分について、契約に基づき、委託料を増額するため、補正するものであります。

併せて、令和8年度から令和14年度までの増額分については、16ページの第2表 債務負担行為補正の2段目、3段目に計上しております。

15ページにお戻りください。

第5項 社会教育費 第1目 社会教育総務費 240万円の補正については、26ページをお開きください。

一般財団法人 自治総合センターのコミュニティ助成事業に、芸術文化センターの指定管理者が実施する公演が採択されましたので、補助するものであります。

16ページにお戻りください。

債務負担行為補正であります。2段目3段目は先ほど説明いたしましたので、1段目についてご説明いたします。給食調理業務委託事業につきはしては、24ページをお開きください。

直営で実施しています給食調理業務を、令和8年度から新たに民間委託とするための経費について、令和12年度までとする期間と限度額3億7,600万円を設定するものでございます。

続きまして(2)財産の取得についてご説明いたします。27ページをお開きください。

三原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産を取得することについて議決を求めるものでございます。

本案は、令和2年度に購入した市立小・中学校の児童生徒1人1台の学習者用情報端末が更新時期を迎えることから、5,900台を購入するものであります。

調達の方法につきましては、広島県内の市町が共同で行うこととし、事業者の選定にあたっては、広島県教育委員会と23市町で組織する「広島県GIGAスクール推進協議会」において、広島県とChromeOSを利用している12市町が共同で公募型プロポーザル選定委員会を設置し、3事業者から企画の提案を審査を行ったうえで、総合評価点が最も高い企画提案者を、契約の相手方として決定したものであります。

取得価格は3億4,234万7,500円、納期は令和8年2月27日、契約の相手方は、広島市中区袋町4番25号 株式会社 大塚商会広島支店 支店長 真子 健(まなご たけし)氏とするものでございます。

28ページ及び29ページには、公募型プロポーザルの概要、納入先及び納入台数を掲載しております。

続いて(3)三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例の一部改正についてご説明いたします。30ページをお開きください。

本案は、利用者の利便性の向上を図ることを目的に、フリーサイトを設置し、使用料など必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

内容についてご説明いたします。フリーサイトは、多目的広場の一部約3,000㎡の中で、1区画10m×10m以内の範囲を利用者が先着順で自由に場所を選び、テントやタープを張ってキャンプを楽しんでいただくものでございます。オートキャンプサイトとは異なり、車をサイト内に駐車できず、電源もないことから、使用料はオートキャンプサイトの7割程度の、日帰り750円、宿泊1,500円といたします。

この条例の施行日は、公布の日でございます。

31ページ及び32ページに、改正の内容、施設の配置図、条例の新旧対照表等を掲載しております。

最後に、(4)令和6年度三原市一般会計繰越明許費繰越計算書のうち、教育委員会関係部分については、33ページをお開きください。第10款 教育費 第5項 社会教育費 施設維持管理事業(リージョンプラザ)について、令和7年度に1億2,970万1,900円を繰り越しています。これは、リージョンプラザ長寿命化改修工事において、事業者の前払い金を想定して予算しておりましたが、事業者から前払い金の請求がなかったことから、翌年度へ繰越したものであります。説明は以上でございます。

安原教育長 説明を受けました。何かご質問ご意見がありますか。

小野委員 今回の説明の中の29ページにあるパソコンの台数で、三原市教育委員会137台が

ありますが、これは職員が対象なのか、内訳はどうなっているのでしょうか。

景山次長兼教育振興課長 29ページのご説明をいたします。左側の欄の小学校の台数が3,704台となっております。これは、5月1日の小学校の児童数3,618人に1校当たり3台から4台の予備として86台を入れた台数となっております。右側の中学校の合計2,059台は、中学校の生徒数2,016人に、1校当たり3台から4台の予備43台をいれております。教育委員会の137台については、小中学校の予備がかなり少ないことから、学校間の調整に充てていくものであります。

安原教育長 その他、ご意見ご質問はございませんか。

(なし)

安原教育長 それでは、以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委報第11号」について、承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委報第11号」は承認されました。

続いて、「三教議第20号」について、事務局から説明願います。

門次長兼生涯学習課長 それでは4ページをお開きください。「三教委議第20号 三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。この議案は、三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定するものであります。規則名は、三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則でございます。三原市宇根山家族旅行村設置及び管理施行規則の様式第1号、様式第2号を次のように改める内容でございます。5ページをお開きください。先ほど説明がございましたが、このたびの第4回市議会定例会におきまして、当該条例の一部を改正いたしまして、多目的広場のうち、約3,000㎡を新たに利用可能なフリーサイトとして、この区域の使用料の額を定めておりますが、様式第1号家族旅行村利用申請書、及び6ページの様式第2号家族旅行村利用許可書に、それぞれフリーサイトを追加するものでございます。7ページをお開きください。この規則は、公布の日から施行いたします。続いて、提案理由でございますが、新たにフリーサイトとして利用可能な区域を拡充することに伴い、利用申請書と利用許可書の変更が必要なため提案するものでございます。

安原教育長 説明を受けました。何かご質問ご意見がありますか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委議第20号」について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委議第20号」は原案どおり可決されました。

ここからは非公開にて審議いたします。

(非公開案件審議)

三教委議第21号 原案どおり可決。

三教委議第22号 原案どおり可決。

三教委議第23号 原案どおり可決。

三教委議第24号 原案どおり可決。

三教委議第25号 原案どおり可決。

三教委報第12号 承認。

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で本日の議事はすべて終了しました。次回の定例教育委員会会議は7月23日水曜日14時30分から事前協議、15時30分から本会議を開催いたします。なお、先ほど事前協議で話したとおり、内覧会を行いますので、玄関前に13時集合ということで、お忘れなきよう宜しくお願いします。

他にないようでしたら、これで第8回定例教育委員会会議を閉会いたします。

16時50分 教育委員会会議終了
傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名_____

署名_____